

<報道発表資料>

令和 8 年 2 月 3 日
京都市都市計画局住宅室住宅政策課

空き家相談員による不動産無料相談会の開催

全ての区役所・支所で相談可能。96%の満足度(令和 6 年度アンケートによる)

京都市では、空き家所有者や地域の方々が、空き家に関して気軽に相談できる体制を整備するため、「まちの不動産屋さん」を「京都市地域の空き家相談員」として登録し、毎年全ての区役所・支所において無料の相談会を開催しています。

令和 8 年度についても、相談員が主体となって相談会を定期的に開催します。



【空き家相談員による不動産無料相談会の概要】

● 開催日・会場

上京・中京・東山・山科区役所、洛西・深草・醍醐支所

毎月第 1 火曜日（ただし、5・11・1 月は除く。また、洛西支所は 4・7・10・2 月のみ）

北・左京・下京・南・右京・西京・伏見区役所

毎月第 1 木曜日（ただし、1 月は除く。また、南区役所は 4・7・10・2 月のみ）

● 時間

全3回（相談時間は1組あたり40分間）

①午後1時30分～2時10分 ②午後2時20分～3時 ③午後3時10分～3時50分

※各回とも先着順

● 内容

京都市の研修を受講し登録された、京都市地域の空き家相談員が空き家等の不動産の相談に応じます。登記書類や図面・写真等を持参いただくと、より具体的な相談対応が可能です。

● 対象

京都市内の不動産について①所有する方②将来相続人になる方③管理を任せている方。上記①～③の御家族の方も対象です。

● 費用

無料

● 申込

開催日の前月1日（*）から開催日の5日前までに、「京都いつでもコール」に電話（075-661-3755）、FAX（075-661-5855）又はいつでもコールの申込フォームからお申込みください。

申込みの際には、①お名前（ふりがな）、②電話番号、③希望日時、④会場、⑤不動産の住所、⑥不動産の概要（空き家・空き家以外の建物・その他）、⑦相談の概要（売却・賃貸・活用全般・その他）をお伝えください。

（*1）1日が土・日・月曜日にあたる場合は翌火曜日

（*2）12月開催は11月4日、

（*3）2月開催は1月5日

<お問合せ先>

京都市都市計画局住宅室住宅政策課

電話：075-222-3667